

厚生労働省発基安0905第2号

令和 5 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱

第一 高年齢作業者の安全と健康確保に係る規定の充実

会員は、高年齢作業者に対し、関係法令、ガイドライン等の定めるところにより、高年齢作業者の就労状況等に応じ、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めなければならないこととする。

第二 安全衛生教育の充実

会員は、高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に作業者を就かせるときは、特別の教育を行わなければならないこととする。

第三 作業現場における緊急連絡体制の充実

会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならないこととする。

- 一 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。

二 携帯電話等のサービスエリア外となる山間部の作業現場においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。

三 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。

四 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

第四 チェーンソーによる作業に係る規定の充実

一 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業開始前に、一日の振動ばく露時間を定めた振動工具作業計画を作成しなければならないこととする。また、七の作業計画を作成するに当たり、振動工具作業計画に定める一日の振動ばく露時間を作業期間の設定に反映させなければならないこととする。

二 会員は、会員事業場に伐木等初級者（特別教育修了者で、伐木等作業の業務に従事した期間が三年未満の者をいう。）がいる場合は、伐木等指導者（特別教育を修了し、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね八年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、会員が指名した者をいう。）を、伐木等初

級者が所属する作業班ごとに指名しなければならないこととする。

三 会員は、伐木等初級者に対して、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合を除き、次に掲げる事項について配慮するよう努めることとする。

1 胸高直径が概ね四十センチメートル未満の立木の単独伐倒を行わせないように努めること。

2 胸高直径が概ね四十センチメートル以上の立木（以下「大径木」という。）の伐倒を行わせないように努めること。

3 かかり木処理作業を単独で行わせないようにすること。伐木等初級者が単独で伐倒していた伐倒木がかかり木となった場合は、作業を中止させ、直ちに伐木等指導者の直接の指導の下で行わせること。伐木等指導者を呼びに行く場合等、伐木等初級者がかかり木未処理の現場を離れるときは、危険が生ずるおそれのある箇所には立ち入らせずに、その周囲にかかり木の存在を、縄張り、標識の設置等の措置により、明示させること。

4 十七の困難木の伐倒を行わせないように努めること。

四 会員は、大径木の伐倒について、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね一年から二年までの伐木等

初級者の技能が向上したと判断したときは、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で、伐木等初級者による大径木の単独伐倒を行うことができるものとする。

五 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないこととする。

1 地形の状況、地質及び水はけの状況

2 埋設物及び架空線近接の状況

3 十七の困難木等及び下層植生の状況

4 緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

六 会員は、五の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならないこととする。

七 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、五の調査結果及び六のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならないこととする。

- 1 作業を行う場所、作業地の地形、地質、水はけの状況、埋設物及び架空線の近接の状況並びに既設の道路、林道及び作業道の状況
- 2 作業の方法、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び十七の困難木の伐倒方法
- 3 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策
- 4 振動工具作業計画に基づく作業期間
- 5 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- 6 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法
- 7 調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策
- 八 会員は、作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならないこととする
いづ。
- 九 会員は、チェンソーを用いて伐木造材作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならないこととすること。

十 会員は、伐倒方向及びそれに応じた伐倒方法について、次の方法を選択するよう努めなければならないこととする。

1 皆伐等の伐倒方向を自由に選択できる場合において、伐倒方向は、斜め下方向又は横方向を選択すること。

2 伐倒方向を下方向又は上方向とする場合は、選択した方向に伐倒した場合の特質を十分理解して伐倒すること。

(一) 下方向への伐倒においては、他方向への伐倒に比べて、伐倒木が倒れるときの速度が最も速くなることから、安全に伐倒を行うため、追いつる切りにより伐倒すること。

(二) 上方向への伐倒においては、伐倒木が倒れるときに元口が跳ね上がることから、受け口と追いつる間の切り残し（以下「つる」という。）の強度を確保するため、つるを切り過ぎないようにすること。

十一 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次に掲げる事項を行わせなければならないこととする。

1 受け口の深さは、伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上とすること。なお、胸高直径が二十センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びびつるを作ることができる場合は、受け口を作ること。

2 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、四十五度を基本とし、少なくとも三十度以上とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させ（以下、この一致した線を「会合線」という。）かつ、会合線は水平とすること。

十二 会員は、立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の二倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。また、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の二・五倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならないこととする。

十三 会員は、かかり木処理の作業方法を作業計画に定めたときは、当該作業計画に定めた機械器具等を用意して、作業現場に配置しなければならないこととする。

十四 会員は、かかり木が発生したときは、速やかに作業計画に定めた作業方法でかかり木処理を行わなければならないこととする。なお、作業計画に定めたかかり木処理の作業方法では十分な安全を確

保できないときは、作業指揮者の指示の下、その他の安全な方法により対処しなければならないこととする。

十五 会員は、速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の作業員等が近づかないよう措置を講じさせなければならないこととする。

十六 会員は、大径木の伐倒に従事する作業員に対し、次の事項を講じさせなければならないこととする。

- 1 受け口を切るときは、必要に応じて芯切りを行うこと。
- 2 立木の状況に応じて追いつる切りにより伐倒を行うこと。
- 3 根張りが大きい場合は、追いつ側以外の根張りを切り取った後に、伐倒を行うこと。
- 4 伐倒時の跳ね上がりを防ぐため、受け口を切り取った後に、伐倒方向にある根株のかどを切り落としておくこと。

十七 困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいうこととする。

- 1 偏心木又は二又木
- 2 枝がらみの木又はつるがらみの木
- 3 裂け易い木
- 4 あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木
- 5 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）
- 6 急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木
- 7 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木

十八 会員は、偏心木を伐倒する場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならないこととする。

- 1 伐倒方向は、重心の方向を避け、重心の方向から三十度程度左右いずれかの方向とすること。
- 2 受け口は深めとすること。
- 3 追い口の高さは、通常的位置より高くすること。

4 追いづる切りによる方法を考えること。

5 裂け易い木は必要に応じ、裂け止めをすること。

十九 会員は、二又木を伐倒する場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならないこととする。

1 互いに異なる方向に傾いている二又木は、割り木にして小さい木から伐倒すること。

2 同じ方向に傾いている二又木は、割り木にして下の木から伐倒すること。

3 高い位置で二又になっている木は、伐倒方向の選定に特に留意すること。

二十 会員は、五の調査の結果、伐採予定の森林内につるがらみの木がある場合は、作業計画に記載するとともに、伐採着手前につる類を根元から切り離し、つる類を枯らしておかなければならないこととする。なお、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知しなければならないこととする。

二十一 会員は、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、

作業者に単独で作業を行わせてはならず、特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に判断させなければならないこととする。

二十二 会員は、五の調査の結果、伐採予定の森林内に裂け易い木がある場合は、作業計画に記載し、伐採着手前に当該木にテープ等により標示を行っておくとともに、作業者に対し次の事項を行わせなければならないこととする。

1 必要に応じ、伐倒前に、ワイヤロープ等を用いて、当該木の追い口の上部に五回程度強く巻き付けておくこと。

2 裂け易い木の伐倒方法は、追いつる切りによること。

二十三 会員は、腐朽木又は空洞木の伐倒を行う場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならないこととする。

1 伐倒する木の伐根部や幹部をハンマー等で叩いて、腐朽の状態を確認すること。

2 腐朽の状態に合わせて、次に掲げる方法により鋸断方法を調整すること。

(一) 腐朽部の高さを予測し、腐朽程度の少ない幹部を鋸断すること。ただし、作業の安全のため、鋸

断部分の高さは一メートル以下とすること。

(二) 腐朽が中心部まで広がっている木の受け口の深さは、つるの機能低下を防ぐため、伐根直径の五分の一から六分の一程度の深さとすること。

(三) 根張り切りは、突然の倒木や追い口切りの途中の割れ等の要因になるため行わないこと。

(四) つる幅は、腐朽程度に合わせて、幹の十分の一から十分の三程度を目安とすること。

(五) 腐朽木の下枝は落下し易いので特に注意すること。

(六) 追い口切りの途中でも急に木が倒れ出すことがあるため、伐倒中の回転や幹の割れ等、常に木の動きを注意すること。

二十四 会員は、被害木の処理をする場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならないこととする。

1 曲がっている木の切り離しは、曲がりの内側から切れ目を入れ、次に外側から鋸断すること。

2 跳ね返りのおそれのある場合は、跳ね返りに備えて、退避路を事前に確保しておくこと。

3 転倒木で根株が起きている木の切り離しに当たっては、根株の転動を見極め、それに応じた措置を

講じた上で、作業を行うこと。

4 折損木又は欠頂木は、それぞれの状態に応じて注意深く、次に掲げる方法により伐倒すること。

(一) 折損木は、木材グラップル機のグラップル又は搭載されているウインチのワイヤロープ等で折れた部分を引き落とし、欠頂木として処理すること。

(二) 欠頂木は、重心が幹の中心部にあって、枝がないため、重心線の移動が行いにくいことから、受け口を大きく作り、必ずくさびを使用して伐倒すること。

5 重なって倒れている転倒木は、切り離れた材をウインチ等で順次引き出しながら作業を行うこと。

二十五 会員は、困難木等を伐倒する業務に就かせる場合には、特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならないこととする。

第五 木材伐出機械等による作業に係る規定の充実

一 会員は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲を調査し、その結果を記録しておかなければなら

いこととする。

二 会員は、一の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならないこととする。

三 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、一の調査結果及び二のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならないこととする。

1 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力

2 車両系木材伐出機械の運行経路

3 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所

4 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

5 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法

6 調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策

四 会員は、傾斜地等であつて、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれ

のある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用するように努めるとともに、シートベルトを備えた車両系木材伐出機械を使用する場合には、作業者にシートベルトを使用させなければならないこととする。

五 車両系木材伐出機械の運転者は、当該機械の走行のための運転位置から離れるときは、次に掲げる事項を行わなければならないこととする。

1 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系伐出機械の木材グラップルにあつては荷台上の最低降下位置）まで下ろすこと。

2 車両の停止状態を保持するため駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。

3 エンジンを止めること。

六 会員は、走行集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならないこととする。

七 会員は、走行集材機械の走行路の作設又は維持管理の作業を行うときは、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならないこととする。

- 1 走行路の縦断勾配の目安は、十八パーセント（十度）以下とすること。
- 2 やむを得ず制限勾配を設ける場合は、制限勾配の目安は、二十五パーセント（十四度）以内とすること等に留意すること。
- 3 走行路の幅員は、走行する機種 of 接地幅の一・二倍以上を確保すること。
- 4 走行路の曲線半径は、使用する機種の規格又は集材する原木の長さを勘案して最小半径を確保すること。
- 5 走行路の曲線カーブ作設に当たっては、雨天や凍結時のスリップ事故を防止するため、カーブ谷側を高くすること。
- 6 走行路の終点に車回しを設け、原木を積載して集材する走行は前進走行を確保すること。
- 7 走行路の維持管理のため、横断排水溝を設け適切な排水を心がけるとともに、降雨後は路肩崩壊等の有無の確認を行うこと。

8 路肩崩壊等の有無の確認のため、除草を行うこと。

八 会員は、架線集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリングの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならないこととする。

九 会員は、簡易林業架線作業を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておくなければならないこととする。

1 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況

2 架空電線等の有無の状況

3 既設の道路、林道及び作業道の状況

4 支柱とする立木の状態並びに運搬する原木等の形状、種類、径、高さ及び重量

5 緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

十 会員は、九の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならないこととする。

十一 会員は、簡易林業架線作業を行う場合は、九の調査結果及び十のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならないこととする。

- 1 支柱及び主要機器の配置の場所
- 2 使用するワイヤロープの種類及びその直径
- 3 最大使用荷重
- 4 簡易架線集材装置の集材機の種類及び最大けん引力
- 5 簡易林業架線作業の方法
- 6 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- 7 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法
- 8 調査及び記録を踏まえたリスクアセスメントの結果に基づきリスクの低減対策
- 十二 会員は、柱上作業を行う場合（十三の高所作業を行うときを除く。）には、作業者に、次に掲げる事項を守らせなければならないこととする。

1 支柱の昇降には、はしご、木登り器等の専用の安全な用具又は器具を使用するとともに、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。

2 墜落の危険があるときは、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。

特に、作業時の足元の高さが二メートル以上の高所で作業を行うときは、胴ベルト（U字つり）を確実に使用すること。

3 支柱の上から、器具や工具を投下しないこと。

4 強風、降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。

十三 会員は、簡易架線集材装置作業において、鋼製支柱又は木製支柱を用いる場合、その設置、撤去、点検等が高所作業となるときは、墜落防止措置として、要求性能墜落制止器具のフック等を安全に掛けることができる鋼製支柱又は木製支柱の主管、補助管又は横架材にフック等を掛けて要求性能墜落制止器具を使用しなければならないこととする。

十四 会員は、林業架線作業を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないこととする。

1 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況

2 架空電線等の有無の状況

3 既設の道路、林道及び作業道の状況

4 支柱とする立木の状態並びに運搬する原木等の形状、種類、径、高さ及び重量

5 緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

十五 会員は、十四の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならないこととする。

十六 会員は、林業架線作業を行う場合は、十四の調査結果及び十五のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならないこととする。

1 支柱及び主要機器の配置の場所

2 使用するワイヤロープの種類及びその直径

3 中央垂下比

- 4 最大使用荷重、搬器と搬器の間隔及び搬器ごとの最大積載荷重
- 5 機械集材装置の集材機の種類及び最大けん引力
- 6 林業架線作業の方法
- 7 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- 8 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法
- 9 調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策

第六 造林作業に係る規定の充実

- 一 会員は、造林作業を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておくなければならないこととする。
 - 1 地山の地形、地質、斜度、植生等の状況
 - 2 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- 二 会員は、一の調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならないこととする。

三 会員は、造林作業を行う場合には、一の調査結果及び二のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わせなければならないこととする。

- 1 地山の地形、地質、斜度、植生等の状況
- 2 作業手順、作業者の配置及び合図の方法
- 3 リスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策
- 4 振動工具作業計画に基づく振動ばく露時間を踏まえた作業期間の設定
- 5 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- 6 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法

四 会員は、刈払機の使用に当たっては、当該作業以外の作業に従事することにより、刈払機その他の振動工具の取扱い作業に従事しない日を設けなければならないこととする。

五 会員は、造林作業を行う場合には、造林作業の作業指揮者等安全衛生教育の修了者のうちから、造林作業指揮者を定め、その者に三の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならないこととする。

と。

六 会員は、枝打ち、採種、採穂の作業で高所作業を行う場合には、作業者に、次に掲げる事項を行わせなければならないこととする。

1 梯子等は、はずれないように確実に据え付けること。

2 作業中は、保護帽を着用し、二メートル以上の高所での作業を行う場合には、胴ベルト（U字つり）を使用すること。斜面の立木での作業等、足元の高さが二メートル未満の場所でも、保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。

3 枝の位置が三メートルを超え、木登りはしご等では対応できない高所での花粉症対策等に伴う枝打ち作業を行う場合には、保護帽を着用し、胴ベルト（U字つり）及び木登り用かんじきを使用すること。

4 支え手又は足をかける枝は、生枝を利用すること。

5 高所作業の直下の危険区域には、他の作業者を立ち入らせないこと。

七 会員は、刈払機を選定する際、U字ハンドルの機種で、緊急離脱装置及び飛散防護装置を備えたもの

を使用させるとともに、刈刃が体に接触しないよう、肩バンド、腰バンド、股バンド等を使用させる措置を講じなければならないこととする。

第七 工作機械による危険の防止措置及び作業主任者に係る規定の充実

一 会員は、屋内作業場において有機溶剤業務に作業者を従事させるときは、見やすい場所に次の事項を掲示しなければならないこととする。

1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急措置

4 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

二 会員は、有機溶剤業務に従事させるときは、使用する有機溶剤等の区分を、区分に応じ次に定める色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならないこととする。

1 第一種有機溶剤等 赤

2 第二種有機溶剤等 黄

3 第三種有機溶剤等 青

三 会員は、作業床を設けることが困難なとき若しくは囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないこととする。

四 会員は、高さが二メートル以上の箇所で行う場合において、作業者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならないこととする。

五 会員は、ホルムアルデヒド、エチルベンゼン等の特定化学物質を取り扱う作業を行うときは、次の措置を講じなければならないこととする。

- 1 作業の方法及び順序を決定し、作業者に周知すること。
- 2 特定化学物質による作業者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。
- 3 特定化学物質が流入することのない開口部を全て開放すること。

- 4 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。
 - 5 非常の場合に、作業を行う設備の内部の作業者を退避させるための器具その他の設備を整えること。
 - 6 作業者に不浸透性の保護衣、保護手袋等の必要な保護具を使用させること。
- 六 会員は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならないこととする。
- 1 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
 - 2 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
 - 3 木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
 - 4 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

第八 荷役作業に係る規定の充実

- 一 会員は、集塵サイロ等の内部その他おが屑、木粉等に埋没すること等により作業者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならないこととする。
- 二 会員は、作業者に危険を防止するための措置を講じた場合において、集塵サイロ等の床部にスクリューコンベヤーが設置されているときは、スクリューコンベヤーの運転を停止しなければならないこととする。

ること。また、運転を停止したときは、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等作業に従事する業者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならないこととする。

三 会員は、作業者に集塵サイロ等の内部等で作業を行わせる場合には、おが屑、木粉等により埋没することを防止する措置を明記した作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図らなければならないこととする。

四 会員は、集塵サイロ等の内部のおが屑、木粉等の貨物自動車等への積み込み作業を行うに当たって、当該作業を行う業者以外の者を集塵サイロ等の内部に立ち入らせるときは、一から三までの措置を講ずるとともに、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

1 集塵サイロ等の内部で作業を行っていることが外部から明らかに分かるように、集塵サイロ等の排出用の蓋を開けるための操作を行う箇所、集塵サイロ等に通じる通路、階段付近等のほか、事務室等に集塵サイロ等内で作業中である旨を掲示する等により、関係者に周知すること。

2 貨物自動車等への積み込み作業を行う場合には、作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図る

こと。また、おが屑、木粉等の回収業者の搬出作業にも回収する際の作業手順や作業上の注意点について、周知徹底を図ること。

五 会員は、テーブル式昇降装置のテーブル等又はこれらにより支えられている荷の下に作業者を立ち入らせてはならないこととする。ただし、部品交換若しくは保守・点検、補修、調整等の作業を行う場合に、当該テーブル等が不意に降下することによる危険を防止するため、次に掲げる措置を講じたときは、この限りではない。

1 テーブル等の降下防止装置として、十分な強度を有した安全支柱、安全ブロック等を取り付けること。この場合、当該安全支柱等が外れることのないように両端を固定する等の措置を行うこと。

2 テーブル式昇降装置に1の降下防止装置以外の装置が備えられている場合には、当該装置を適切に使用するための措置も確実に講じること。

六 会員は、テーブル式昇降装置の部品交換、保守・点検、補修等を行う場合、当該装置の型式や作業内容を踏まえ、事前にリスクアセスメントを実施し、危険の洗出しと危険の低減措置等の検討を行い、作業手順を作成し、関係作業者に周知徹底を図らなければならないこととすること。

第九 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第十 適用日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用すること。